

淡路甲南会会則

- 第1条 (名称) 本会を淡路甲南会と称する。
- 第2条 (目的) 本会は甲南学園同窓会の支部とし本部及び母校との連携を密にして会員相互の視野を広げると共に親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 (会員) 甲南学園（高校・大学）を卒業し、本会の目的に賛同するもの。
- 第4条 (事務局) 本会の事務局を事務局長宅に置く。
- 第5条 (会合) ① 定時総会を年1回開催する
② 会員相互の親睦会
③ 役員会の開催
- 第6条 (会費) 年会費を1,000円とし、2年分を一括納金する。
- 第7条 (役員) 会長1名、副会長2名、会計1名、事務局長1名理事若干名を置くものとし、総会において承認するものとする。ただし、任期は2年とし再任は妨げない。
- 第8条 (顧問) 会長が役員の承認を得て委嘱できる。
- 第9条 (会期) 本会は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第10条 この会の定めなき事項で必要なことは、役員会で決定することができる。
- 付則1 この会則は制定の日（平成30年2月25日）から施行する。